

公益社団法人米沢有為会

奨学金給付規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という）が、定款第5条に規定する学資の給付について必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 奨学金の給付は、次の各号のすべてに該当する者を対象として行う。

- (1) 置賜地区3市5町の在住者並びに出身者の子弟で大学の学部在籍する者
- (2) 健康かつ学業優秀で将来性ある者
- (3) 経済的理由により修学が困難である者

(給付額及び給付期間)

第3条 奨学金の給付額及び給付期間は、理事会で毎年度決定する。

- (1) 給付額は、月額4万円とする。
- (2) 給付期間は、原則として採用年度の4月から翌年3月までの1年間とする。

2 次年度以降の給付の継続については、大学の最短修業年限を超えない期間とし、成績及び学習状況等の確認による審査を行い理事会で決定する。

(海外留学時の給付)

第4条 奨学生が在籍大学の教育課程の一環として海外留学を行う場合は、給付を継続することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は給付を継続することができない。

- (1) 在籍大学の課程に位置付けられない留学
- (2) 休学扱いとなる留学
- (3) 私費による任意の海外渡航
- (4) 学業成績又は素行が不良と認められるとき
- (5) その他理事会が継続することを認めないとき

2 奨学生は留学前に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学計画書
- (2) 在籍証明書
- (3) 受入証明書

3 留学期間中は定期的に報告書を提出し、留学終了後は速やかに成績証明書及び報告書を提出しなければならない。

(給付人数)

第5条 一年度の新規給付人数は5名とする。ただし、予算その他の事情により、理事会の決議をもって変更することができる。

(募集)

第6条 奨学生の募集は、毎年度、本会が定める方法により公募する。

(選考)

第7条 奨学生の選考は、学識経験者等を含む選考委員会において、書類審査及び面接を行い、その結果を理事会に報告し、理事会の承認をもって決定する。

(奨学生の義務)

第8条 奨学生は、本奨学金が公益目的事業として給付されるものであることを自覚し、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 学業に誠実に取り組むこと
- (2) 留年、休学、退学、転学、除籍、住所変更その他重要な変更が生じた場合、速やかに本会に届け出ること
- (3) 本会が求める報告書等を期限までに提出すること
- (4) 本会の名誉を損なう行為をしないこと
- (5) 本会が実施する行事又はアンケート等に協力すること

(給付の休止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て給付を一時的に休止することができる。

- (1) 休学したとき
- (2) 病気その他やむを得ない事由により修学が困難となった場合
- (3) その他、会長が相当と認める事由があるとき

2 前項の規定により給付を休止した場合、当該事由が解消した場合は、理事会の決議を経て給付を再開することができる。

(給付の停止)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て給付を停止することができる。

- (1) 学業成績が著しく不良となったとき
- (2) 素行が不良であると認められるとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 奨学金の趣旨に反する行為があったとき

2 前項の停止は、改善の機会を与える趣旨で行うものとし、一定期間経過後、理事会の決議により給付の再開を認めることができる。

(給付の廃止)

第 11 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て給付を廃止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 除籍されたとき
- (3) 奨学生としての資格を失ったとき
- (4) 給付の停止後も改善が見られないとき
- (5) 重大な不正行為があったとき

2 前項の場合において、理事会の決議を経て既に給付した奨学金の全部または一部について返還を求めることができる。

(給付決定の取消)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を経て給付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 不正の手段により給付を受けたとき
- (3) 本規則に重大な違反をしたとき
- (4) その他理事会が取消を相当と認めたとき

2 前項の規定により給付決定を取り消した場合は、理事会の決議を経て既に給付した奨学金の返還を求めることができる。

(個人情報保護)

第 13 条 本会は、奨学金事業により取得した個人情報について関係法令及び本会の個人情報取扱規程に基づき適切に取り扱う。

(規則の改廃)

第 14 条 本規則の改廃は理事会の決議による。

(附則)

(令和 8 年 3 月 21 日理事会決定)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、この規則による奨学金の給付は令和 9 年 4 月 1 日から行う。

2 公益社団法人米沢有為会奨学金貸与規則の規定によって奨学金の貸与を受けているものがこの規則の奨学金を受けることとなった場合は、奨学金貸与規則による奨学金の貸与を停止する。